

横芝光町立小中学校の 適正規模・適正配置等基本方針



～「生きる力」を育むことができる教育環境の実現のために～

平成30年7月
横 芝 光 町

1 基本方針策定の趣旨

全国的に少子高齢化が進み、当町においても児童生徒数は年々減少しており、今後も減少が見込まれています。児童生徒の減少は、学校の小規模化を進展させ、複式学級をはじめ教育環境へ様々な影響を及ぼしてきています。こうした中、平成28年7月に町長から学校適正化に関する諮問があり、各分野の代表者を委員とする「横芝光町学校適正配置等検討委員会」で協議・検討を重ね、平成30年3月に答申がされました。

町は、学校適正配置等検討委員会からの答申を尊重し、将来を担う子ども達の教育効果を第一に考え、当町の教育目標である「生きる力」を育むことができる教育環境の実現を目指すため「横芝光町立小中学校の適正規模・適正配置等基本方針」を策定するものです。

◀ 答申書の内容（平成30年3月20日提出） ▶

- 1 複式学級を有する過小規模校の適正化を早急に図ることとする。
- 2 大総小学校と横芝小学校は、平成32年4月を目途に統合し、新たな小学校の位置は、横芝光町横芝1800番地、校名は横芝光町立横芝小学校とする。
- 3 南条小学校と東陽小学校は、平成32年4月を目途に統合し、新たな小学校の位置は、横芝光町宮川4655番地、校名は横芝光町立光小学校とする。
- 4 統合した後、大総小学校と南条小学校の児童の通学は、スクールバスを運行し対応する。

2 当町の児童生徒数の推移



横芝光町が誕生した当時の児童生徒の総数は、2,202人（平成18年5月）でしたが、学校適正配置等検討委員会が発足した平成28年度は、1,723人（平成28年5月）となり、10年間で479人減少しました。さらに、5年後の平成33年度は、1,512人となると見込まれています。児童生徒の減少は、教育環境や教育活動、学校運営、PTA活動等に様々な影響が生じると懸念されます。

【 児童生徒数及び普通学級数の見込み 】

（単位：人、学級）

区分	平成18年度 (2006年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	平成31年度 (2019年)	平成32年度 (2020年)	平成33年度 (2021年)
大総小	88(6)	50(4)	40(4)	40(4)	39(4)	38(4)	44(4)
横芝小	538(18)	439(14)	416(14)	391(14)	384(13)	389(12)	374(12)
上堺小	177(6)	104(6)	97(6)	101(6)	98(6)	97(6)	99(6)
日吉小	69(6)	63(5)	73(6)	77(6)	74(6)	69(6)	67(6)
南条小	76(6)	56(5)	49(5)	44(5)	41(4)	43(4)	38(4)
東陽小	333(12)	272(12)	259(12)	265(12)	252(10)	240(9)	224(7)
白浜小	184(8)	123(6)	120(6)	118(6)	117(6)	119(6)	114(6)
小学校計	1,465	1,107	1,054	1,036	1,005	995	960
横芝中	404(12)	308(10)	297(9)	303(9)	311(9)	289(9)	295(9)
光中	333(10)	308(9)	307(9)	277(9)	262(8)	249(8)	252(8)
中学校計	737	616	604	580	573	538	547
合計	2,202	1,723	1,658	1,616	1,578	1,533	1,507

※（ ）の数値は普通学級の数

※ 平成18年度から平成30年度までは各年5月1日現在の数、平成31年度からの数値は推計数となります。

3 小中学校における標準規模・学級編制等の基本的事項



公立小中学校は、法令等で学校規模や通学区域等に関する基準が規定されています。また、平成29年1月に実施した「学校適正配置に関する町民アンケート調査」の回答結果を当町の適正規模等の参考とします。

1) 小中学校における標準規模の基準

根拠法令：学校教育法施行規則第41条及び第79条

➡ 小学校及び中学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。

2) 学級編制（普通学級）の基準

根拠法令：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条
千葉県公立小中義務教育学校学級編制基準

➡ 1学級の児童生徒数は、40人を基準（小学校の第一学年の児童で編成する学級は35人）とし、都道府県の教育委員会が定める。

※国及び千葉県が定める1学級当りの児童生徒配置基準（単位：人）

		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
小学校	国・県	35	40	40	40	40	40
中学校	国・県	40	40	40	—	—	—

3) 通学区域及びに通学距離の基準

根拠法令：義務教育諸学校等の設備費の国庫負担等に関する法律施行令第4条

➡ 通学距離については、小学校で概ね4キロメートル以内、中学校では概ね6キロメートル以内を基準とする。

4) 町民アンケート調査の回答結果から見た望ましい規模

望ましい学校の規模	小学校 ➡ 12学級以上（1学年2学級以上） 中学校 ➡ 9学級以上（1学年3学級以上）
望ましい1学級当たりの人数	小学校 ➡ 1学級 21人以上 中学校 ➡ 1学級 21人以上
望ましい通学距離	小学校 ➡ おおむね4キロメートル以内 中学校 ➡ おおむね6キロメートル以内（※自転車通学）

4 町立小中学校の適正規模・適正配置の基本方針



学校規模の縮小が進む中で、児童生徒のより良い教育環境を確保していくため、上記3の各基準に近づけることを基本としつつ、当町の地理的条件や歴史的な背景、学校と地域の関わり合い等を考慮し、基本方針を定めることとします。なお、学校適正配置を進めるにあたっては、関係する地区住民の皆様には十分な説明を行い、理解を得るよう努めます。

1) 小学校（過小規模校）

教育活動、学校運営、PTA活動等に様々な影響が生じる複式学級を有する過小規模校は、早急に解消を図ります。

【 対象となる学校 】



①大総小学校

大総小学校と横芝小学校は、平成32年4月を目途に統合を進めます。
統合後の学校施設は、現在の横芝小学校を校舎とし、統合後の校名は、横芝光町立横芝小学校とします。
統合後の大総小学校の児童における通学はスクールバスの運行にて対応します。

②南条小学校

南条小学校と東陽小学校は、平成32年4月を目途に統合を進めます。
統合後の学校施設は、現在の東陽小学校を校舎とし、統合後の校名は、(仮称)横芝光町立光小学校とします。
統合後の南条小学校の児童における通学はスクールバスの運行にて対応します。

2) 小学校 (小規模校)

今後の就学予定者の推計から、しばらくの年次において現状の規模を維持すると見込まれる小規模校は、過小規模校とは時期を分けて適正配置を検討します。

【 対象となる学校 】

①上堺小学校

複式学級が生じると懸念される時期もしくは横芝小学校の施設整備の状況を考慮しながら適正化を検討します。

②日吉小学校及び白浜小学校

複式学級が生じると懸念される時期もしくは東陽小学校の学級編制の状況を考慮しながら適正化を検討します。

3) 中学校

現在の横芝中学校と光中学校は、国が示す学校規模の基準ではそれぞれ小規模校ですが、町民アンケートの意識調査と中学校の現状が一致していることから、当面は現配置を維持することとします。しかし、両校とも生徒数の減少は見込まれるため、将来的には統合を検討すべきと考えます。

5 学校適正配置の主なスケジュール

学校適正配置を進める際には、対象となる学校、就学中の児童生徒とその保護者、関係する地域地区の住民の方々に対して十分な説明と理解を得ることが必要なため、下記のスケジュールで進めます。

- ①小学校区の保護者、住民を対象とした地区説明会の開催
- ②総合教育会議、教育委員会議での協議
- ③町小学校及び中学校設置条例の一部改正
- ④学校間交流事業の実施
- ⑤(仮称)学校統合準備委員会の設置
- ⑥PTA 組織の改編や規則改正
- ⑦スクールバス運行経路の決定
- ⑧閉校式、開校式の挙行

